

第 19 号 議 案

長崎県危険物等に係る事務手数料条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 6 年 2 月 20 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県危険物等に係る事務手数料条例の一部を改正する条例

長崎県危険物等に係る事務手数料条例（平成12年長崎県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表第1（第2条関係）						別表第1（第2条関係）					
番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額	番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1～3 略						1～3 略					
4	法第13条の3第3項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施	危険物取扱者試験手数料	(1) 甲種危険物取扱者試験	1件	<u>7,200円</u>	4	法第13条の3第3項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施	危険物取扱者試験手数料	(1) 甲種危険物取扱者試験	1件	<u>6,600円</u>
			(2) 乙種危険物取扱者試験	1件	<u>5,300円</u>				(2) 乙種危険物取扱者試験	1件	<u>4,600円</u>
			(3) 丙種危険物取扱者試験	1件	<u>4,200円</u>				(3) 丙種危険物取扱者試験	1件	<u>3,700円</u>
5	法第13条の23の	危険物取扱者		1件	<u>5,300円</u>	5	法第13条の23の	危険物取扱者		1件	<u>4,700円</u>

	規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施	保安講習手数料			
6～8 略					
9	法第17条の8第3項の規定に基づく消防設備士試験の実施	消防設備士試験手数料	(1) 甲種消防設備士試験	1件	6,600円
			(2) 乙種消防設備士試験	1件	4,400円
10 略					

別表第3 (第2条関係)

番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1	高压ガス保安法 (以下この表において「法」という。) 第5条第1項の規定に基づく高压ガスの製造の許可又は承認の申請に対する審査	高压ガス製造許可又は承認申請手数料	(1) 法第5条第1項第1号に該当する者(2)及び(3)に掲げる者を除く。)が申請する場合 ア 処理容積(圧縮、	1件	560,000円

	規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施	保安講習手数料			
6～8 略					
9	法第17条の8第3項の規定に基づく消防設備士試験の実施	消防設備士試験手数料	(1) 甲種消防設備士試験	1件	5,700円
			(2) 乙種消防設備士試験	1件	3,800円
10 略					

別表第3 (第2条関係)

番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1	高压ガス保安法 (以下この表において「法」という。) 第5条第1項の規定に基づく高压ガスの製造の許可又は承認の申請に対する審査	高压ガス製造許可又は承認申請手数料	(1) 法第5条第1項第1号に該当する者(2)に掲げる者を除く。)が申請する場合 ア 処理容積(圧縮、	1件	560,000円



				ル未満 の設備 ウ 処理 同	220,000円				ル未満 の設備 ウ 処理 同	220,000円
				容積が 50万立 方メー トル以 上100 万立方 メート ル未満 の設備 エ 処理 同	140,000円				容積が 50万立 方メー トル以 上100 万立方 メート ル未満 の設備 エ 処理 同	140,000円
				容積が 10万立 方メー トル以 上50万 立方 メート ル未満 の設備 オ 処理 同	110,000円				容積が 10万立 方メー トル以 上50万 立方 メート ル未満 の設備 オ 処理 同	110,000円
				容積が 2万 5,000					容積が 2万 5,000	





(2) 法第5  
条第1項  
第1号に  
該当する  
者(3)に  
掲げる者  
を除く。)  
であって  
移動式製  
造設備  
(高压ガ  
スの製造  
のための  
設備で移  
動するこ  
とができ  
るように  
設計した  
ものをい  
う。以下  
同じ。)の  
みを使用  
して高压  
ガスの製  
造をする

(2) 法第5  
条第1項  
第1号に  
該当する  
者であっ  
て移動式  
製造設備  
(高压ガ  
スの製造  
のための  
設備で移  
動するこ  
とができ  
るように  
設計した  
ものをい  
う。以下  
同じ。)の  
みを使用  
して高压  
ガスの製  
造をする  
ものが申  
請する場  
合

			ものが申請する場合						
			ア 処理 1件	91,000円				ア 処理 1件	91,000円
			容積が 1,000 万立方 メートル 以上の 設備					容積が 1,000 万立方 メートル 以上の 設備	
			イ 処理 同	75,000円				イ 処理 同	75,000円
			容積が 500万 立方 メートル 以上 1,000 万立方 メートル 未満 の設備					容積が 500万 立方 メートル 以上 1,000 万立方 メートル 未満 の設備	
			ウ 処理 同	60,000円				ウ 処理 同	60,000円
			容積が 100万 立方 メートル					容積が 100万 立方 メートル	





			カ 処理 同	21,000円				カ 処理 同	21,000円
			容積が					容積が	
			2 万					2 万	
			5,000					5,000	
			立 方					立 方	
			メー					メー	
			ト					ト	
			ル以上					ル以上	
			10万立					10万立	
			方メー					方メー	
			トル未					トル未	
			満の設					満の設	
			備					備	
			キ 処理 同	16,000円				キ 処理 同	16,000円
			容積が					容積が	
			5,000					5,000	
			立 方					立 方	
			メー					メー	
			ト					ト	
			ル以上					ル以上	
			2 万					2 万	
			5,000					5,000	
			立 方					立 方	
			メー					メー	
			ト					ト	
			ル未満					ル未満	
			の設備					の設備	
			ク 処理 同	13,000円				ク 処理 同	13,000円
			容積が					容積が	

			1,000 立 方 メー ト ル以上						1,000 立 方 メー ト ル以上				
			5,000 立 方 メー ト ル未 満 の設 備						5,000 立 方 メー ト ル未 満 の設 備				
			ケ 処理 同	11,000円					ケ 処理 同	11,000円			
			容積が 200立 方メー トル 以上						容積が 200立 方メー トル 以上				
			1,000 立 方 メー ト ル未 満 の設 備						1,000 立 方 メー ト ル未 満 の設 備				
			コ 処理 同	7,400円					コ 処理 同	7,400円			
			容積が 100立 方メー トル以 上200						容積が 100立 方メー トル以 上200				

			立 方 メー ト ル未満 の設備						立 方 メー ト ル未満 の設備		
			(3) <u>法第5</u>	1件	6,000円						
			条 第1項 第1号に 該当する 者であつ て移動式 製造設備 のみを使 用して高 圧ガスの 製造をす るものの うち当該 移動式製 造設備に ついて液 化石油ガ スの保安 の確保及 び取引の 適正化に 関する法								

律第37条  
の4第1  
項の許可  
を受けた  
ものが申  
請する移  
動式製造  
設備

(4) 略

2～20 略

別表第5 (第2条関係)

番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1～9 略					
10	法第37条の3第1項の規定に基づく法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	貯蔵施設等設置完成検査手数料		1件	3万1,000円に貯蔵施設又は特定供給設備(高圧ガス保安法第20条第1項若しくは第3項又は同法第39条の22第1項の規定に基づき完成検査を受け、又は

(3) 略

2～20 略

別表第5 (第2条関係)

番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1～9 略					
10	法第37条の3第1項の規定に基づく法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	貯蔵施設等設置完成検査手数料		1件	3万1,000円に貯蔵施設又は特定供給設備(高圧ガス保安法第20条第1項又は第3項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号

						<p>自ら行い、 同法第8条 第1号の技 術上の基準 に適合して いると認め られた液化 石油ガスに 係る施設 (以下「完 成検査合格 施設」とい う。)であ るものを除 く。)の数 を乗じて 得た額と 5,800円に 完成検査合 格施設であ る貯蔵施設 又は特定供 給設備の数 を乗じて得 た額との合 計額</p>								<p>の技術上の 基準に適合 していると 認められた 液化石油ガ スに係る施 設(以下 「完成検査 合格施設」 という。)で あるものを 除く。)の 数を乗じて 得た額と 5,800円に 完成検査合 格施設であ る貯蔵施設 又は特定供 給設備の数 を乗じて得 た額との合 計額</p>
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

11～20 略

11～20 略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和6年5月1日から施行する。

(提案理由)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。